

宮代町空き家所有者等情報の外部提供実施要領

令和 8 年 7 月 9 日 町長決裁

第 1 目的

この要領は、町内の空き家等の流通、活用及び適切な管理を促進するため、宮代町（以下「町」という。）が保有する空き家等の所有者等情報を外部提供することについて必要な事項を定め、もって良好な住環境の維持及び地域の活性化に資することを目的とする。

第 2 定義

この要領において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する空家等であって、町内に所在するものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等の所有者又はその相続人であって、当該空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却及び利活用の権利を有する者をいう。
- (3) 所有者等情報 所有者等の住所（所在）、氏名（名称）及び連絡先等に関する情報をいう。
- (4) 協定団体 空き家等の解消及び流通促進等に資する取組として町が協定を締結した法人及び団体等をいう
- (5) 外部提供 町が保有する所有者等情報を、協定団体に提供することをいう。
- (6) 会員事業者 協定団体の会員である宅地建物取引業者をいう。

第 3 外部提供の対象

所有者等情報の外部提供の対象とすることができる空き家等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 所有者等から相談があった空き家等
- (2) 周辺環境への影響等を考慮し、流通促進の働きかけが必要と認める空き家等
- (3) その他町長が必要と認める空き家等

第 4 所有者等の同意

- 1 所有者等情報の外部提供に当たって、あらかじめ所有者等に対し制度の趣旨、提供先、提供する情報の範囲、利用目的その他必要事項を説明し、書面により同意を得るものとする。
- 2 前項の同意は、宮代町所有建物情報の外部提供に関する同意書兼宣誓書（様式第 1 号）（以下「同意書」という。）によるものとする。

第 5 同意の撤回

- 1 所有者等は、第 4 に規定する同意をいつでも撤回することができる。
- 2 町長は、前項の規定による撤回の申し出があった場合には、以後の当該所有者等情報の外部提供を停止するとともに、協定団体に対し、当該情報の利用停止、返却、廃棄その他必要な措置を求めるものとする。この場合において、撤回前になされた外部提供、情報の確認、利用、記録の作成その他必要な事務処理については、当該撤回による影響を受けないものとする。

第6 所有者等情報の外部提供の範囲

外部提供することができる所有者等情報の範囲は、次に掲げるもののうち、必要最小限とする。

- (1) 所有者等の氏名又は名称
- (2) 所有者等の住所又は所在地
- (3) 所有者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- (4) 所有者等への連絡に当たっての留意事項
- (5) 空き家等の登記情報
- (6) その他町長が必要と認める情報

第7 所有者等情報の外部提供の安全管理等

- 1 町長は所有者等から同意書の提出を受けたときは、宮代町空き家所有者等情報提供書（様式第2号）により協定団体に提供するものとする。
- 2 協定団体への所有者等情報を外部提供は、書面又は電子データにより行うものとする。
- 3 電子データにより情報提供する場合は、暗号化その他必要な安全管理措置を講ずるものとする。
- 4 町長は、所有者等情報の提供年月日、提供先、提供項目その他必要な事項を記録するものとする。

第8 協定団体による会員事業者への情報提供

- 1 協定団体は、流通促進に必要な範囲において、所有者等情報を会員事業者に提供することができる。
- 2 協定団体は、会員事業者への提供に当たっては、あらかじめ当該会員事業者から誓約書（様式第3号）を徴し、目的外利用の禁止、再提供の禁止、保存期間の遵守、事故時の報告その他必要な事項を遵守させなければならない。
- 3 協定団体は、会員事業者への提供年月日、提供項目その他必要な事項を記録し、町長の求めに応じて、当該記録を提示しなければならない。

第9 交渉・契約等

- 1 空き家等の売買及び交渉、契約等については、所有者等又は所有者等から委任を受けた者と協定団体及び会員事業者との間で行うものとする。
- 2 協定団体及び会員事業者は、前項の規定により、所有者等と契約を締結した場合、又はその他町長に報告すべき事案が発生した場合は、速やかに町長に報告するものとする。
- 3 町は、空き家等の売買及び交渉、契約等については関与しないものとする。

第10 個人情報の取扱い

協定団体及び会員事業者は、この要領の取組により取得した個人に関する情報について、個人の権利を侵害することのないように適正に取扱い、目的以外に利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第11 安全管理措置

協定団体及び会員事業者は、所有者等情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 12 保存期間及び削除等

- 1 協定団体及び会員事業者は、提供を受けた所有者等情報を、利用目的の達成に必要な期間を超えて保有してはならない。
- 2 協定団体及び会員事業者は、対応終了後速やかに、提供を受けた所有者等情報を削除し、又は復元不能な方法により廃棄しなければならない。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、協定団体に対し、削除又は廃棄の実施状況の報告を求めることができる。

第 13 事故発生時の対応

- 1 協定団体は、提供を受けた所有者等情報について、漏えい、紛失、目的外利用、不正アクセスその他の事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに町に報告するとともに、被害拡大の防止に必要な措置を講じなければならない。
- 2 会員事業者は、前項の事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに協定団体に報告するとともに、協定団体の指示に従い必要な措置を講じなければならない。
- 3 協定団体は、前項の報告を受けたときは、直ちに町長に報告しなければならない。
- 4 町長は、前項の報告を受けたときは、協定団体に対し、被害拡大の防止、原因調査、再発防止策の実施、本人への説明その他必要な措置を求めることができる。

第 14 提供停止

町長は、協定団体又は会員事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該協定団体又は会員事業者に対する所有者等情報の提供を停止することができる。

- (1) この要領又は町と締結する協定に不履行が認められるとき。
- (2) 所有者等情報の適正な管理がなされていないと認められるとき。
- (3) 所有者等の信頼を損なう不適切な行為を行ったと認められるとき。
- (4) その他町長が不適当と認めるとき。

第 15 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第4関係）

宮代町所有建物情報の外部提供に関する同意書兼宣誓書

年 月 日

宮代町長 様

同意者 住所 (所在)

氏名 (名称)

連 絡 先

メー ル

建物の名義人との関係

私は、別紙「宮代町所有建物情報の外部提供に関する事項」を理解した上で、町が協定を締結した団体及びその会員である宅地建物取引業者に提供し、当該情報提供先から連絡を受けることについて同意します。

また、併せて上記に記載した建物の名義人との関係については、相違ないことを証します。

記

1 建物情報

建物の 所在等	所 在	宮代町
	住 所	
	構 造 等	
	家 屋 番 号	
建物の 名義人	氏名（名称）	
	住所（所在）	
	連 絡 先	
建物等の管理、利活用及び解体等に関する所有者等の意向 （複数回答可）		☐ 売却 ☐ 賃貸 ☐ リフォーム ☐ 解体 ☐ 管 理（内容： ） ☐ その他（内容： ）
その他の特記事項		

2 添付書類

同意者本人確認書類の写し（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等）

別紙（様式第 1 号関係）

宮代町所有建物情報の外部提供に関する事項

- 1 同意書（様式第 1 号）は、宮代町が所有者等から同意を得た所有者等情報を外部提供し、空き家等の解消及び流通の促進を図るために使用します。
- 2 外部提供する個人情報、上記の目的以外には利用しません。
- 3 外部提供する所有者等情報及び建物の情報は、以下のとおりです。
 - (1) 所有者等の情報：住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど
 - (2) 建物の情報：登記情報など
 - (3) その他町長が必要と認める情報
- 4 情報提供先から連絡があった場合は、必ず対応してください。
- 5 情報提供先については、関係する法令等を遵守し、所有者等情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の適切な管理に努め、所有者等情報を利用した空き家等対策に誠意をもって取り組むことを誓約しています。
- 6 同意書は、宮代町が建物の売買等を保証するものではありません。
- 7 情報提供先と契約等を行う場合は、内容、条件等を十分に確認した上で、所有者等の責任において判断してください。
- 8 宮代町は、同意書に基づき外部提供を行います。建物の売買交渉や契約等には関与いたしません。売買交渉や契約等を含めたトラブルについては、当事者間で解決願います。
- 9 ご希望があれば、所有者等の心理的な不安の軽減のため、宮代町役場庁舎内での情報提供先との対話の場に限り、町職員が立ち会うことができます。
- 10 同意書に基づく同意は、本人の申出により、いつでも撤回することができます。ただし、撤回前に本同意に基づきすでに行った外部提供、情報の確認、利用、記録の作成その他必要な事務処理については、撤回後も取り消されるものではありません。
- 11 **空き家等の管理は所有者の責務です。**同意後もご自身で適切な管理をするよう努めてください。**第三者に損害を与えた場合は、所有者等に損害賠償責任が生じます。**
(空き家等対策の推進に関する特別措置法 第 5 条)

様式第2号（第7関係）

第 号

令和 年 月 日

様

宮代町長

(公印省略)

宮代町空き家所有者等情報提供書

下記の空き家等の所有者等情報について、所有者等から同意がありましたので、宮代町空き家所有者等情報の外部提供実施要領の規定に基づき、所有者等情報を提供します。

記

空き家等の所在等	所 在	宮代町					
	構 造 等						
	家屋番号						
所 有 者	氏 名						
	住 所						
同 意 者	氏 名	(所有者との関係)					
	住 所						
	連 絡 先	電話：			メール：		
都市計画法、建築基準法に関する事項	区域区分		接道状況		属人性		
	既存住宅		建替要件				
空き家等の管理、利活用及び解体等に関する所有者等の意向（複数回答可）	☐売却 ☐賃貸 ☐リフォーム ☐解体 ☐管理（内容：） ☐その他（内容：）						
その他特記事項							

様式第3号（第8関係）

誓約書

提供を受けた所有者等情報を利用した空き家等対策に関し、誠意をもって取り組むこととし、以下のとおり誓約します。

- 1 関係する法令等を遵守します。
- 2 所有者等情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守します。
 - (1) 取扱責任者を定めること。
 - (2) 漏えい、滅失、及び毀損その他の事故を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 利用目的以外の使用を行わないこと。
 - (4) 複写及び複製を行わないこと。
 - (5) 協定団体から所有者等情報の利用停止、返還又は破棄を命じられたときは、直ちに指示に従うこと。
 - (6) 事故等が発生したときは、直ちに協定団体に報告すること。
 - (7) 前各号のほか、個人情報保護に関する措置を講ずること。
- 3 所有者等情報を利用した空き家等対策に関する費用が発生するときは、あらかじめ所有者等に対し費用の有無及び金額を説明し、その同意を得ることとします。
- 4 所有者等情報を利用した空き家等対策に関する苦情等が発生したときは、直ちに問題解決のために対応するとともに、速やかに町長に報告します。
- 5 所有者等情報を利用した空き家等対策に関する一切の紛争については、当事者間で解決します。

年 月 日

所 在 地

事業者名

代表者名